

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

本件抗告の趣意第一は、憲法三二条違反をいうが、その実質は単なる法令違反の主張であり、同第二は、刑訴法四一一条四号の事由がある旨の抽象的な主張であつて、いずれも同法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五九年一月一八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	中	村	治	朗
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一
裁判官	角	田	禮	次 郎